

## 厚生年金、国民年金（基礎年金）の財源と給付の内訳

今後、概ね 100 年間にわたり均衡している公的年金の財源と給付を、現時点（平成 21 年度）の価格に換算して一時金で表示し、その内訳を示したもの。

- 公的年金の給付財源は、「① 保険料収入」、「② 国庫負担」、「③ 積立金（元本の取崩し及び運用収入）」であり、毎年度の年金給付は、これらの収入により賄われている。
- 平成 16 年改正では、今後、概ね 100 年間の年金財政の均衡を考えるとおり、固定された保険料水準により概ね 100 年間に確保される財源とその間の給付が均衡するように給付水準の自動調整を行う。
- 今後、概ね 100 年間にわたり均衡している年金給付とその財源を、全て現時点（平成 21 年度）の価格に換算して一時金で表すことにより、公的年金の財源と給付の内訳を示したもの。

毎年度の年金給付費



① 保険料収入

+

② 国庫負担

+

③ 積立金（元本の取り崩し及び運用収入）

※ 毎年度の年金給付の費用は、①、②、③により賄われる。

※ ①、②、③の内訳は、保険料率の引上げや人口構成の変化等により変化。



今後、概ね 100 年間の毎年度の財源と給付を現時点の価格に換算して足し上げ、一時金で表示することにより、その内訳を示した。

将来の金額の現時点の価格への換算は、いくつかの方法がある。

- ・ 積立方式の企業年金等は、運用利回りで換算し責任準備金（現時点で保有すべき積立金）を計算
- ・ 賦課方式の公的年金においては、運用利回りでの換算の他、賃金上昇率で換算する方法も考えられる。

○ 積立方式の企業年金等で責任準備金（現時点で保有すべき積立金）を計算する場合には、今後の積立金の運用収入を考慮し、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算する必要があるため、運用利回りを用いて換算することが必要となる。

○ 賦課方式を基本とする公的年金においては、

- ・ 積立方式との比較を行う上では運用利回りで換算する方法が適切であるが、
- ・ 将来の年金給付や保険料負担等の規模の把握という観点からは、賃金上昇率で換算する方法が適切。

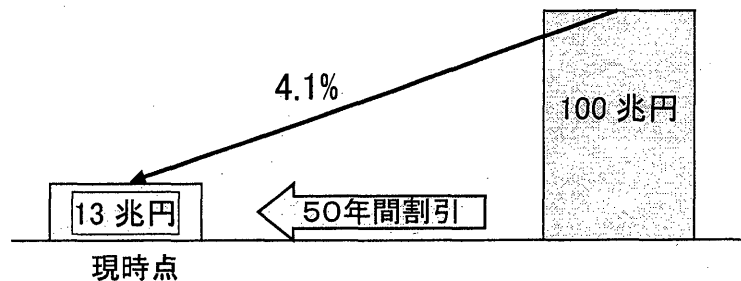
そこで、今回は、この2通りの方法で示すこととした。

→ 現時点の価格への換算方法により、数字の絶対値は大きく異なる。（換算に用いる割引率が小さいほど数字は大きくなる。）

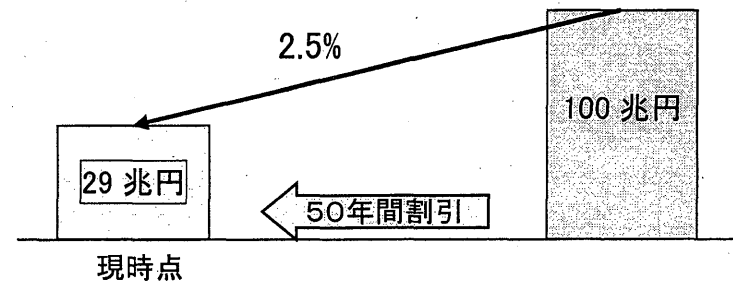
※ 運用利回りで換算した数値は、現時点の積立金に換算してどれだけの大きさに相当するかを示したものであり、賃金上昇率で換算した数値は、経済規模との比較でどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができる。

#### 割引率による差(50年間割り引いた場合の例)

〈4.1%(長期的な運用利回りの前提)で割り引く場合〉



〈2.5%(長期的な賃金上昇率の前提)で割り引く場合〉



今回の計算では、最長 95 年間、割引き金額表示することとなり、割引率により金額に大きな差が出る。

世代間扶養の賦課方式を基本とする年金制度は、「過去の加入期間に相当する給付」についても「将来の加入期間に相当する給付」と合わせて、今後の保険料収入で賄うことが基本となる。

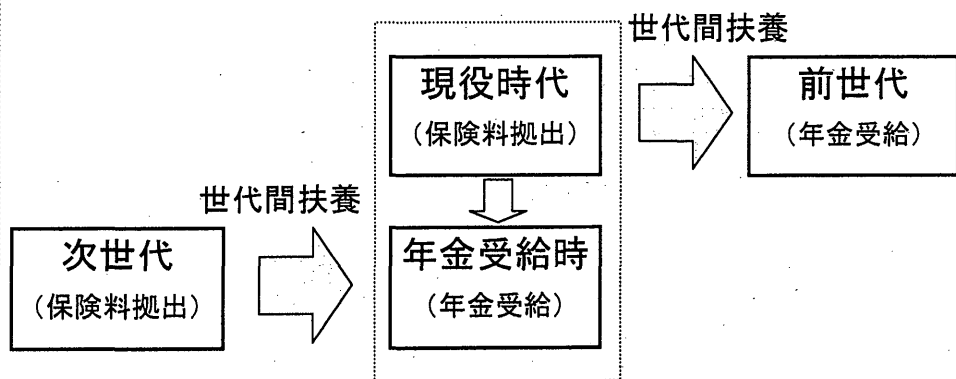
→ 今後、概ね 100 年間の年金給付費は、全て保険料収入等により財源が確保されており、厚生年金及び国民年金（基礎年金）に不足はない。

○ 世代間扶養の賦課方式を基本とする年金制度は、受給世代の年金給付費をその時の現役世代の保険料負担で賄う仕組みであり、現役世代の拠出した保険料はそのまま自分の将来の年金給付の原資となるものでない。

○ すなわち、これから先のどの世代についても、現役時代に負担する保険料は、前世代の給付（過去の加入期間に対応する給付）の財源となり、受給者となったときの年金給付費は、次世代の保険料負担で賄われることとなる。

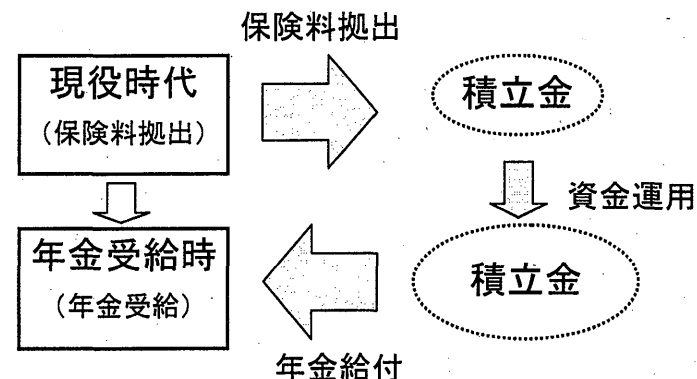
→ 一方、積立方式の考え方では、受給者の年金給付は、現役時代（過去の加入期間）の保険料拠出により積み立てられた積立金により賄われることとなる。

### 賦課方式の仕組み(概念図)



現役時代に拠出した保険料は、前世代の給付(過去の加入期間に対応する給付)の財源となる

### 積立方式の仕組み(概念図)



現役時代に拠出した保険料は、積立金として積み立てられ、受給者となったときの年金給付の財源となる。